

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「第十号まで」を「第十一号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 臨時免許状に関する副申書（第十九号様式）

第七号様式中
「1 実務等証明責任者とは、大学附置の国立学校（学校教育法第2条
る国立学校をいう。）の教員にあつてはその大学の学長、県立学
ては県教育委員会、市町村立学校の教員にあつてはその市町村教
学校の教員にあつてはその理事長をいいます。

2 奈良県立の学校の教員又は現に教員でない者は、実務等証明責任
としません。

第2項に規定す
校の教員にあつ
か
育委員会、私立
者の証明を必要
」
「1 実務等証明責任者とは、大学附置の国立学校（学校教育法第
る国立学校をいう。）の教員にあつてはその大学の学長、奈
あつてはその学校長、市町村立学校の教員にあつてはその市
立学校の教員にあつてはその理事長、奈良県以外の都道府県
てはその都道府県教育委員会をいいます。

2 奈良県立学校の教員又は現に教員でない者は、学校（園）長
務等証明責任者の証明のみで可とします。

2条第2項に規定す
良県立学校の教員に
町村教育委員会、私
立学校の教員にあつ
に改める。

の証明を不要とし実
」

第九号様式を次のように改める。

修得単位一覧表

年 月 日現在

ふりがな 氏名		ふりがな 旧姓	※
生年月日 (元号)	年 月 日		
	開設科目名	単位修得年月日	修得単位数
1		. .	
2		. .	
3		. .	
4		. .	
5		. .	
6		. .	
7		. .	
8		. .	
9		. .	
10		. .	

備考 奈良県教育委員会免許法認定講習で修得した単位のみ記入してください。
 ※証明書に記載された氏名から変更がある場合は「旧姓」を記入

第十八号様式の次に次の二様式を加える。

臨時免許状授与に関する副申書

年 月 日

奈良県教育委員会 殿

学校名

校長

次のとおり臨時免許状の授与について副申します。

申請免許状の種類	助教諭臨時免許状	教科又は領域	
採用予定者氏名			
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
採用予定校名			
採用予定年月日	年 月 日		
普通免許状を有する者を採用することができない具体的理由			
申請免許状に係る資質・能力に関する所見			
上記の者の普通免許状取得計画	同一免許状での既授与回数 () 回		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により現に提出されている証明書等は、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則の規定により提出されたものとみなす。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(免許法による検定の願い出)</p> <p>第四条 免許法第五条第一項、第二項若しくは第五項、第十七条、第十八条、附則第十八項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願ひ出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を具教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号から第十一号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教育職員検定願（第五号様式）又は教育職員臨時免許状検定願（第六号様式） 二 履歴書（第二号様式） 三 宣誓書（第三号様式） 四 人物に関する証明書（第七号様式。ただし免許法附則第十八項による願ひ出にあつては、第七号様式の二） 五 身体に関する証明書（第八号様式） 六 基礎となる資格に関する証明書 七 学力に関する証明書 八 実務に関する証明書（第四号様式。ただし、免許法附則第十八項による願ひ出にあつては、第四号様式の二） 九 修得単位一覧表（第九号様式） 十 教科に関する証明書（第十号様式） （昭四九教委規則四・昭六一教委規則五・平元教委規則三・平一九教委規則九・平二一教委規則六・平二六教委規則六・平三一教委規則七・令四教委規則一・一部改正） 十一 臨時免許状に関する副申書（第十九号様式） 	<p>(免許法による検定の願い出)</p> <p>第四条 免許法第五条第一項、第二項若しくは第五項、第十七条、第十八条、附則第十八項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願ひ出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を具教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号から第十号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教育職員検定願（第五号様式）又は教育職員臨時免許状検定願（第六号様式） 二 履歴書（第二号様式） 三 宣誓書（第三号様式） 四 人物に関する証明書（第七号様式。ただし免許法附則第十八項による願ひ出にあつては、第七号様式の二） 五 身体に関する証明書（第八号様式） 六 基礎となる資格に関する証明書 七 学力に関する証明書 八 実務に関する証明書（第四号様式。ただし、免許法附則第十八項による願ひ出にあつては、第四号様式の二） 九 修得単位一覧表（第九号様式） 十 教科に関する証明書（第十号様式） （昭四九教委規則四・昭六一教委規則五・平元教委規則三・平一九教委規則九・平二一教委規則六・平二六教委規則六・平三一教委規則七・令四教委規則一・一部改正）

改正案

現行

第7号様式

人物に関する証明書

勤務校氏名 年 月 日 生

上記の者は教育職員として適当な人物であることを証明します。

年 月 日 印

学校(国)長

実務等証明責任者 印

上記のとおり証明します。

- (注) 1 実務等証明責任者とは、大学附置の国立学校(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。)の教員にあってはその大学の学長、私立学校(学校教育法第2条第1項に規定する学校をいう。)の教員にあってはその大学の学長、私立学校の教員にあってはその市町村教育委員会、私立学校の教員にあってはその市町村教育委員会、私立学校の教員にあってはその理事長、奈良県以外の都道府県立学校の教員にあってはその都道府県教育委員会をいいます。
- 2 奈良県立学校の教員又は現に教員でない者は、学校(国)長の証明を不要とし実務等証明責任者の証明のみで可とします。
- 3 現に教育職員でない者は、勤務校名の欄に現任所を記入してください。
- 4 この証明書は、報奨文書とします。

第7号様式

人物に関する証明書

勤務校氏名 年 月 日 生

上記の者は教育職員として適当な人物であることを証明します。

年 月 日 印

学校(国)長

実務等証明責任者 印

上記のとおり証明します。

- (注) 1 実務等証明責任者とは、大学附置の国立学校(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。)の教員にあっては、その大学の学長、私立学校の教員にあっては県教育委員会、市町村立学校の教員にあってはその市町村教育委員会、私立学校の教員にあってはその理事長をいいます。
- 2 奈良県立の学校の教員又は現に教員でない者は、実務等証明責任者の証明を必要としません。
- 3 現に教育職員でない者は、勤務校名の欄に現任所を記入してください。
- 4 この証明書は、報奨文書とします。

改正案

現行

(新設)

第19号様式

臨時免許状授与に関する副申書

年 月 日

奈良県教育委員会 様

学校名
校長

次のとおり臨時免許状の授与について副申します。

申請免許状の種類	助教職臨時免許状	教科又は 領域
採用予定者氏名		
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
採用予定校名		
採用予定年月日	年 月 日	
普通免許状を有する者を採用することができない具体的な理由		
申請免許状に係る知識・能力に関する所見		
上記の者の普通免許状取得計画	同一免許状での履修回数 () 回	